

富山県漁港管理条例を公布する。

富山県漁港管理条例

(趣旨)

第1条 この条例は、漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和25年法律第137号。以下「法」という。)第26条の規定に基づき、県が管理する漁港(以下「漁港」という。)の維持管理について、必要な事項を定めるものとする。

(平14条例22・平31条例9・令6条例38・一部改正)

(漁港施設の維持運営)

第2条 知事は、県が管理する漁港施設(以下「甲種漁港施設」という。)のうち基本施設、輸送施設(附帯用地及び安全施設を含む。以下同じ。)及び漁港施設用地(公共施設用地に限る)について、毎年度その維持運営に関する計画(公害防止に係る計画を含む。)を定めるものとする。

2 知事は、甲種漁港施設以外の漁港施設(以下「乙種漁港施設」という。)の維持運営について必要があると認めるときは、当該施設の所有者又は占有者に対し、その維持運営に関する資料の提出を求め、又は必要な勧告をすることができる。

(昭51条例9・平12条例31・平13条例24・一部改正)

(漁港の保全)

第3条 何人も、漁港の区域内において、法第3条第2号に掲げる機能施設をみだりに滅失し、損傷し、又は汚損してはならない。

2 甲種漁港施設を滅失し、損傷し、又は汚損した者は、直ちに知事に届け出るとともに、知事の指示に従い、これを原状に復し、又はその滅失、損傷若しくは汚損によつて生じた損害を賠償しなければならない。ただし、その滅失、損傷又は汚損がその者の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りでない。

(平13条例24・一部改正)

(漁港の区域内の秩序維持)

第4条 知事は、漁港の区域内の秩序を維持するため特に必要があると認めるときは、漁港の区域内に停泊、停留又は係留(以下「停係泊」という。)をする船舶、いかだ又は甲種漁港施設に駐停車する車両若しくは陸置きする船舶に対して移動を命ずることができる。

(平11条例49・一部改正)

第5条 削除

(平13条例24)

(危険物等についての制限)

第6条 爆発物その他の危険物(当該船舶の使用に供するものを除く。)又は衛生上有害と認められるもの(以下「危険物等」という。)を積載した船舶は、知事の指示した場所でなければ停係泊をしてはならない。

2 危険物等の荷役をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

3 危険物等の種類は、規則で定める。

(漂流物の除去命令)

第7条 知事は、漁港の区域内の水域における漂流物が漁港の利用を著しく阻害するおそれがあると認めるときは、当該物件の所有者又は占有者に対し、その除去を命ずることができる。

(平11条例49・平13条例24・一部改正)

第8条 削除

(平13条例24)

(陸揚げ等の区域における利用の調整)

第9条 知事は、漁港の一部の区域を陸揚げ及び出漁準備のための区域として指定することができる。

2 知事は、前項の規定により指定した区域内にある甲種漁港施設の運営上必要があると認めるときは、当該漁港施設において漁獲物等の陸揚げ又は船積みを行なう者に対し、陸揚げ又は船積みを行なう場所又は時間その他の事項につき必要な指示をすることができる。

3 船舶は、前項の甲種漁港施設において漁獲物等の陸揚げ及び船積みが終つたときは、すみやかに第1項の規定により指定された区域外に移動しなければならない。ただし、当該区域の利用上支障がないと認めて知事が許可した場合は、この限りでない。

4 第2項の甲種漁港施設の利用者は、漁獲物等の陸揚げ又は船積みが終つたときは、直ちにその陸揚げ又は船積みを行なつた場所を清掃しなければならない。

(利用の届け出)

第10条 航路を除く甲種漁港施設(輸送施設及び漁港環境整備施設にあつては、知事が公示するものに限る。)を当該設置目的に従い利用しようとする者は、あらかじめ知事に届け出なければならない。

(平11条例49・全改)

(占用の許可等)

第11条 甲種漁港施設(水域施設を除く。)を占用し、又は当該施設に定着する工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは除去しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 知事は、[前項](#)の許可に甲種漁港施設の管理上必要な条件を附することができる。

3 [第1項](#)の規定による占用の期間は、10年以内とする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

4 [前項](#)の期間が満了した場合においては、知事の許可を受けて更新することができる。

(昭51条例9・令元条例56・一部改正)

(目的外使用の許可)

第11条の2 甲種漁港施設を当該施設の目的以外の目的に使用しようとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、[前項](#)の許可に施設の管理上必要な条件を付することができる。

3 [第1項](#)の使用期間は、1年以内とする。

(平11条例49・追加)

(権利義務の移転の制限)

第11条の3 この条例に基づく許可により生ずる権利は、他人に譲渡し、担保に供し、又は転貸することはできない。

(平11条例49・追加)

(使用料等)

第12条 甲種漁港施設を利用する者は、[別表第1](#)に掲げる使用料又は占用料(以下「使用料等」という。)を納付しなければならない。ただし、国又は地方公共団体の管理する船舶については、この限りでない。

2 使用料等は、[第10条](#)の規定により届け出たとき、又は[第11条第1項](#)若しくは[第11条の2第1項](#)の規定により許可を受けたとき納付しなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

3 知事は、特別の事由があると認めるときは、使用料等を減免することができる。

4 既に納付した使用料等は、還付しない。ただし、知事において利用者の責めに帰することができない事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(平11条例49・一部改正)

(土砂採取料等)

第12条の2 漁港の区域内の水域(県以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。)及び公共空地について、[法第39条第1項](#)の規定による採取若しくは占用の許可を受けた者又は[法第43条第4項](#)に規定する認定計画実施者([法第44条第1項](#)に規定する認定計画において[法第42条第2項第2号](#)及び[第3号](#)に掲げる事項(水面又は土地の占用に係るものに限る。))又は[法第50条第1項各号](#)に掲げる事項を定めた者に限る。)は、[別表第2](#)に掲げる土砂採取料又は占用料(以下「土砂採取料等」という。)を納付しなければならない。ただし、[法第39条第4項](#)に規定する者については、この限りでない。

2 土砂採取料等については、[前条第2項](#)から[第4項](#)までの規定を準用する。この場合において、[同条第2項](#)中「第10条の規定により届け出たとき、又は第11条第1項若しくは第11条の2第1項の規定により」とあるのは「前項の」と、[同条第4項](#)中「利用者」とあるのは「法第39条第1項の規定による採取若しくは占用の許可を受けた者又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者(法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項(水面又は土地の占用に係るものに限る。))又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。)」と読み替えるものとする。

(平11条例49・追加、令6条例38・一部改正)

(徴収方法)

第12条の3 使用料等及び土砂採取料等は、毎会計年度ごとに当該年度分を知事の発行する納入通知書により徴収する。

2 [前項](#)に規定する徴収の方法により難い使用料等及び土砂採取料等については、口頭又は掲示の方法により現金で徴収することができる。

(平12条例10・追加、平15条例55・一部改正)

(入出港届)

第13条 船舶は、漁港に入港したとき、又は当該漁港を出港しようとするときは、すみやかに知事に届け出なければならない。ただし、総トン数30トン未満の漁船及び監視船、警備船その他公務に従事する船舶については、この限りでない。

2 知事は、[前項ただし書](#)に規定する総トン数30トン未満の漁船の漁港の入出港状況について、必要な報告を徴することができる。

(監督処分)

第14条 知事は、[次の各号](#)のいずれかに該当する者に対し、その許可を取り消し、その許可に付した条件を変更し、又はその行為の中止、既に設置した工作物の改築、移転、除去、当該工作物により生ずべき漁港の保全若しくは利用上の障害を予防するために必要な施設の設置若しくは原状の回復を命ずることができる。

- (1) 第11条第1項又は第11条の2第1項の規定に違反した者
- (2) 第11条第2項又は第11条の2第2項の規定による許可に付した条件に違反した者
- (3) 偽りその他不正の行為により第11条第1項又は第11条の2第1項の規定による許可を受けた者
(平11条例49・一部改正)

(公益上の必要による許可の取消し等)

第15条 知事は、漁港漁場整備事業その他の漁港の工事の施行又は漁港の維持管理のため特に必要があると認めるときは、第11条第1項又は第11条の2第1項の規定による許可を受けた者に対し、前条に規定する処分をし、又は同条に規定する必要な措置を命ずることができる。

- 2 県は、前項の規定による処分又は命令を受けたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。
(昭51条例9・平11条例49・平14条例22・一部改正)

(罰則)

第16条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第4条の規定による知事の命令に従わない者
 - (2) 第6条第1項又は第2項の規定に違反した者
 - (3) 第7条の規定による知事の命令に従わない者
 - (4) 第9条第3項、第11条第1項、第11条の2第1項、第11条の3又は第13条第1項の規定に違反した者
 - (5) 第14条又は前条第1項の規定による知事の命令に違反した者
- 2 詐偽その他不正の行為により使用料等の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。
(平7条例4・平11条例49・平13条例24・一部改正)

(両罰規定)

第17条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前条第1項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の過料に処する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該従業者に対し、相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

(過怠金)

第18条 偽りその他不正の行為により土砂採取料等の徴収を免れた者からは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を徴収する。

(平11条例49・追加)

(規則への委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平11条例49・旧第18条繰下・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条及び第17条の規定は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

(経過規定)

- 2 この条例施行の際現に許可を受けて甲種漁港施設を占有している者は、当該許可の期間に限り、第11条の規定による許可を受けたものとみなす。
- 3 前項の場合において、占用料の額は、別表にかかわらず、従前の占用料の額とする。

附 則(昭和50年条例第42号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和50年11月1日から施行する。ただし、第6条、第9条及び第10条の規定は、昭和50年12月1日から施行する。

(富山県漁港管理条例の改正に伴う経過措置)

- 2 第6条の規定による改正後の富山県漁港管理条例別表の規定は、昭和50年12月1日以後における甲種漁港施設の利用に係る使用料及び占用料について適用し、同日前における甲種漁港施設の利用に係る使用料及び占用料については、なお従前の例による。

附 則(昭和51年条例第9号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和51年規則第16号で昭和51年4月1日から施行)

附 則(昭和55年条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
(昭和55年規則第30号で昭和55年5月1日から施行)
- (経過措置)

2 この条例の施行前の占用の期間に係る占用料については、この条例による改正後の富山県漁港管理条例別表の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和57年条例第9号)

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和57年規則第19号で昭和57年6月1日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行前の占用の期間に係る占用料については、この条例による改正後の富山県漁港管理条例別表の2の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和59年条例第24号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和59年規則第24号で昭和59年5月1日から施行)

附 則(平成元年条例第26号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成2年条例第16号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成5年条例第19号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成7年条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、平成7年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する過料に関する規定の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成9年条例第3号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成11年条例第49号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(富山県漁港管理条例の一部改正に伴う経過措置)

第7条 この条例の施行前に富山県が管理する漁港の区域内の水域及び公共空地における土砂採取料及び占用料の徴収等に関する規則(昭和61年富山県規則第31号。次項において「規則」という。)の規定によりした土砂採取料又は占用料(以下この条において「土砂採取料等」という。)の減免又は還付は、第21条の規定による改正後の富山県漁港管理条例(次項において「新条例」という。)の規定によりした土砂採取料等の減免又は還付とみなす。

2 この条例の施行の際現に規則の規定によりされている土砂採取料等の減免又は還付の申請は、新条例の規定によりされた土砂採取料等の減免又は還付の申請とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第9条 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成12年条例第10号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第14条 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成12年条例第31号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年条例第24号)

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成14年条例第22号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年条例第55号)

この条例は、富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成15年富山県条例第54号)の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成16年4月1日)

附 則(平成26年条例第21号)抄
(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成31年条例第9号)抄
(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(富山県漁港管理条例の一部改正に伴う経過措置)

7 この条例の施行の際現に第25条の規定による改正前の富山県漁港管理条例(以下この項から第9項までにおいて「旧条例」という。)第10条の規定による届出を行い、又は旧条例第11条の2第1項の規定による許可を受けている者の当該届出又は許可に係る期間についての使用料の額は、第25条の規定による改正後の富山県漁港管理条例(次項及び第9項において「新条例」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

8 この条例の施行の際現に旧条例第11条第1項の規定による許可を受けている者の当該許可に係る占用の期間についての占用料の額は、新条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

9 この条例の施行の際現に旧条例第12条の2第1項の許可を受けている者の当該許可に係る土砂採取料又は当該許可に係る占用の期間についての占用料の額は、新条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和元年条例第56号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年条例第38号)
この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第12条関係)

(昭51条例9・全改、昭55条例14・昭57条例9・昭59条例24・平元条例26・平2条例16・平5条例19・平9条例3・一部改正、平11条例49・旧別表・一部改正、平26条例21・平31条例9・一部改正)

1 使用料

施設の種類	区分		単位	使用料の額	摘要
外かく施設	防波堤		いかだの係留1枚1日につき	1,364円	
	突堤				
係留施設	岸壁		10平方メートル1日につき	66円	12時間未満を除く。 1 1件最低10円とする。 2 主として係留の目的に利用されるものを除く。
	物揚場		10平方メートル1日につき	44円	
	船揚場		総トン数1トン1日につき	3円30銭	
水域施設	泊地		長さ50メートル未満のいかだ(えい航索を含む。)えい航1回につき	210円(利用の期間が1月に満たない場合にあつては、231円)	
			長さ50メートル以上のいかだ(えい航索を含む。)えい航1回につき	620円(利用の期間が1月に満たない場合にあつては、682円)	
漁港施設用地	上架場		総トン数1トン1日につき	3円30銭	1件最低10円とする。
	その他の用地	舗装	10平方メートル1日につき	44円	12時間未満を除く。
		未舗装	10平方メートル1日につき	20円(利用の期間が1月に満たない場合にあつては、22円)	

備考 この表において、表示単位未満又は表示単位未満の端数は、切り上げるものとする。

2 占用料

区分		単位	占用料の額		摘要
			第1種及び第2種漁港	第3種漁港	
工作物の設置を伴	漁獲物荷さばき所の敷地	1平方メートル1年につき	57円	92円	
	その他の工作物の設置	1平方メートル1年につき	116円	150円	

う場合	電柱、支柱、支線、鉄塔 その他これらに類するもの敷地		1本1年につき	400円	400円	支柱及び支線は、それぞれ1本とする。
	管類の埋設	口径20センチメートル未満	1メートル1年につき	130円	130円	
		口径20センチメートル以上30センチメートル未満		190円	190円	
		口径30センチメートル以上		230円	230円	
工作物の設置を伴わない場合			1平方メートル1月につき	40円(許可をした占用の期間が1月に満たない場合にあっては、44円)	40円(許可をした占用の期間が1月に満たない場合にあっては、44円)	年間占有は、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に限る。
			1平方メートル1年につき	160円	160円	

備考

- 1 占用の面積若しくは占用に係る管類の長さが1平方メートル未満若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル未満若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 2 占用料の算出に当たっては、許可をした占用の期間を各年度ごとに区分し、占用料の額が年額で定められているものに係る各年度の占用の期間が1年未満であるときは月割をもつて計算するものとし、1月未満の端数があるときは1月として計算するものとし、占用料の額が月額で定められているものに係る各年度の占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。
- 3 各年度における占用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

別表第2(第12条の2関係)

(平11条例49・追加、平26条例21・平31条例9・一部改正)

1 土砂採取料

土砂の種類	単位	金額	摘要
砂	1立方メートル	176円	0.1ミリメートル以上5ミリメートル未満のふるい目を通るもの
砂利	1立方メートル	188円	5ミリメートル以上8センチメートル未満のふるい目を通るもの
栗石	1立方メートル	164円	長径8センチメートル以上15センチメートル以下のもの
選別用土砂	1立方メートル	164円	土、砂、砂利、玉石等を含むもので、選別して骨材を生産するもの

備考

- 1 この表に定めないものの土砂採取料の額については、類似の土砂の種類により、その都度知事が定めるものとする。
- 2 土砂採取の体積に1立方メートル未満の端数があるとき、又はその体積の全部が1立方メートル未満であるときは、その端数又は体積の全部を1立方メートルとして計算する。
- 3 土砂採取料の額が100円未満であるときは100円とし、100円を超え、かつ、10円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。

2 占用料

占用の態様区分		単位	金額(年額)
鉄道、軌道、軌条又はこれらに類するものの設置		1車両通行施設 1メートル	330円
電柱、支柱、支線、標柱又はこれらに類するものの設置		1本	710円
鉄塔又はこれに類するものの設置		1基	1,970円
管類、ケーブル又はこれらに類するものの埋設又は敷設	口径20センチメートル未満のもの	長さ1メートル	230円
	口径20センチメートル以上30センチメートル未満のもの	長さ1メートル	370円

	口径30センチメートル以上のもの	長さ1メートル	500円
温泉、鉱泉、天然ガス等をゆう出させるための施設の設置	採取に係るもの	1箇所	45,010円
	試掘に係るもの	1箇所	13,580円
通路、通路橋、栈橋等の設置		占用面積1平方メートル	90円
上記以外の工作物の設置		占用面積1平方メートル	270円
工作物の設置を伴わないもの		占用面積1平方メートル	14円

備考

- 1 占用面積若しくは占用物件の長さに1平方メートル未満若しくは1メートル未満の端数があるとき、又はその面積の全部若しくは全長が1平方メートル未満若しくは1メートル未満のときは、その端数又はその面積の全部若しくは全長を1平方メートル又は1メートルとして計算する。
- 2 占用料の算出に当たっては、許可をした占用の期間を各年度ごとに区分し、各年度の占用の期間が1年未満のものは月割をもつて計算するものとし、1月未満の端数があるときは1月として計算する。
- 3 占用の期間が1月に満たないものにあつては、この表に定めるところにより算出した額に1.10を乗じて得た額を占用料とするものとする。
- 4 占用料の額が100円未満であるときは100円とし、100円を超え、かつ、10円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。